

第1回総合計画審議会(書面開催)質問及び回答

資料1 P41
 3-3-2 高齢者福祉の充実
 3 施策の主な内容
 (3)重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備

①質問	「高齢者施設利用者の安心・安定した環境整備を図ります。」という記載の高齢者施設とは、どのような施設を対象とするのか。 (例)芽室けいせい苑、民間介護老人保健施設、民間高齢者対象賃貸住宅(アパート)
⇒回答	高齢者の皆さんが利用される施設について、必要に応じてエアコン設置をはじめとした環境整備を後期計画で支援しようとするものです。(例:民間介護事業所、町管理介護予防施設、高齢者の利用の多い公共施設等)
②質問	町長公約の「高齢者関連施設の環境整備(エアコン設置支援)」とありますが、エアコン設置支援の対象者はどのような方なのか。
⇒回答	上記、質問①の例のとおりです。
③質問	この事業の目標値は令和8年度となるのか。
⇒回答	施策の成果指標の目標値は、令和8年度であります。

資料1 P43
 4-2-2 快適な住環境の整備
 3 施策の主な内容
 (9)公衆浴場の安定的な確保
 住民生活や健康増進などに必要な公衆浴場の安定的確保に向けて努めるとともに、公衆浴場を運営する事業者継続して支援を行います。

①質問	現在市街地での公衆浴場は確保できているのか。
⇒回答	現時点において、市街地に公衆浴場はありません。
②質問	民間事業者が施設を運営しない場合、まちは公設で公衆浴場を整備する計画はあるのか。あるとすれば時期はいつ頃になるのか。
⇒回答	現時点においては、公設による公衆浴場の整備計画はありません。しかし、今後において、第5期芽室町総合計画に記載のとおり、公衆浴場確保に向けてさまざまな手法を検討していかなければならないと考えています。
③質問	公設民営の考えはあるのか。あるとすれば目標時期はいつ頃になるのか。
⇒回答	現時点においては、公設による公衆浴場の整備計画がないことから、公設民営の考えはありません。